

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
の場合は翌
日の日曜日
から翌日の
翌日)

目次

◇告示

昭和四十三年一月臨時県議会で一月十六日議決された昭和四十二年度鳥取県一般会計補正予算等

生活保護法による医療機関の指定

国民健康保険法第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正

町営土地改良事業計画の認可

町営土地改良事業の認可

土地の立入りの許可

告示

鳥取県告示第六十九号

昭和四十三年一月臨時県議会で一月十六日議決された昭和四十二年度鳥取県一般会計補正予算、昭和四十二年度鳥取県管境港水産施設事業特別会計補正予算、昭和四十二年度鳥取県管境港水産施設事業特別会計補正予算及び昭和四十二年度鳥取県病院事業会計補正予算は、次のとおりである。

昭和四十三年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和42年度鳥取県一般会計補正予算

昭和42年度鳥取県一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ652,336千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,041,125千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地方交付税		9,222,648	473,433	9,696,081
	1 地方交付税	9,222,648	473,433	9,696,081
6 国庫支出金		9,249,400	138,903	9,388,303
	1 国庫負担金	3,649,633	130,465	3,780,098
	2 国庫補助金	5,524,689	6,664	5,531,353
	3 委託金	75,078	1,774	76,852
12 県債		806,000	40,000	846,000
	1 県債	806,000	40,000	846,000
歳入	合計	27,388,789	652,336	28,041,125

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計		
			千円	千円	千円		
1 議 会 費	1 議 会 費	1 議 会 費	129,521	1,580	131,101		
		2 総 務 費	1,484,755	33,174	1,517,929		
		1 総務管理費	1,006,893	19,257	1,026,150		
		2 企 画 費	105,589	1,537	107,126		
		3 徴 税 費	221,862	7,683	229,545		
		4 市町村振興費	26,123	1,110	27,233		
		5 選 挙 費	27,876	72	27,948		
		6 防 災 費	11,186	277	11,463		
		7 統計調査費	48,546	1,924	50,470		
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	8 人事委員会費	18,801	593	19,394		
		9 監査委員費	17,879	721	18,600		
		1 社会福祉費	1,443,042	20,220	1,463,262		
		2 児童福祉費	326,226	6,964	333,190		
		3 生活保護費	442,087	9,834	451,921		
		4 衛生費	672,226	3,422	675,648		
		1 公衆衛生費	1,052,685	14,977	1,067,662		
		2 環境衛生費	516,916	2,218	519,134		
		3 保健所費	29,232	693	29,925		
5 勞 働 費	4 医 薬 費	4 医 薬 費	249,875	11,044	260,919		
		1 勞 政 費	256,662	1,022	257,684		
		2 職業訓練費					
		3 失業対策費					
		4 労働委員会費					
		6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	1 農 業 費	20,173	719	20,892
				2 畜 産 業 費	4,208,353	54,360	4,262,713
				3 農 地 費	1,523,127	26,895	1,550,022
				4 林 業 費	353,072	6,086	359,158
5 水 産 業 費	1,056,501			7,624	1,064,125		
7 商 工 費	980,145			10,427	990,572		
1 商 業 費	295,508			3,328	298,836		
2 工 鉱 業 費	1,758,385			3,958	1,762,343		
3 観 光 費	601,602			1,137	602,739		
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	1 土 木 管 理 費	1,085,543	2,122	1,087,665		
		2 道 路 橋 り よ う 費	71,240	699	71,939		
		3 河川海岸費	6,157,167	52,110	6,209,277		
		4 港 灣 費	122,317	3,545	125,862		
		5 都市計画費	3,630,413	39,883	3,670,296		
		6 住 宅 費	1,531,269	4,430	1,535,699		
		9 警 察 費	283,032	947	283,979		
		9 警 察 費	324,015	1,619	325,634		
		9 警 察 費	266,121	1,686	267,807		
9 警 察 費	1,244,302	104,785	1,349,087				

10 教 育 費	1 警察管理費	1,155,548	100,285	1,255,833
	2 警察活動費	88,754	4,500	93,254
	1 教育総務費	7,665,860	360,622	8,026,482
	2 小学校費	546,643	5,908	552,551
	3 中学校費	2,811,095	158,634	2,969,729
	4 高等学校費	1,611,099	90,686	1,701,785
	5 特殊学校費	2,376,938	92,953	2,469,891
	6 社会教育費	164,827	7,668	172,495
	7 保健体育費	106,544	4,002	110,546
	7 保健体育費	48,714	771	49,485
11 災害復旧費				
	豊林水産施設 災害復旧費	667,364	1,908	669,272
	土木施設災害 復旧費	226,030	1,209	227,239
	2 復旧費	440,949	699	441,648
歳 出 合 計		27,388,789	652,336	28,041,125

第2表 債務負担行為補正
追 加

事 項	期 間	限度額 千円
昭和40年発生災害漁港復旧工事	昭和42年度から昭和43年度まで	5,824
昭和41年発生災害漁港復旧工事	昭和42年度から昭和43年度まで	2,999
昭和42年発生公共土木施設災害復旧工事	昭和42年度から昭和43年度まで	17,392

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限度額 千円	起債の利率 %	限度額 千円	起債の方法 利率 %
警察学校土木 地購入費	0	40,000	806,000	846,000
計	0	40,000	806,000	846,000

昭和42年度鳥取県営林事業特別会計補正予算
昭和42年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ808千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ105,177千円とする。
- 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		千円 60,483	千円 808	千円 61,291
	1 財産売却収入	60,482	808	61,290
歳入	合計	102,369	808	103,177

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県営林事業費		千円 102,369	千円 808	千円 103,177
	1 職員費	12,655	808	13,463
歳出	合計	102,369	808	103,177

昭和42年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算

昭和42年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ195千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,397千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 1,639	千円 83	千円 1,722
	1 一般会計繰入金	1,639	83	1,722
3 繰越金		1,901	112	2,013
	1 繰越金	1,901	112	2,013
歳入	合計	22,202	195	22,397

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		千円 9,486	千円 195	千円 9,681
	1 事業費	9,486	195	9,681
歳出	合計	22,202	195	22,397

昭和42年度鳥取県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和42年度鳥取県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 昭和42年度鳥取県病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

収 入

第1款 病院事業収益 573,067千円 9,493千円 582,560千円
 第1項 医業収益 493,031千円 9,287千円 502,318千円
 第3項 看護婦養成所収益 11,827千円 206千円 12,033千円

支 出

第1款 病院事業費用 575,199千円 9,493千円 584,692千円
 第1項 医業費用 528,319千円 9,287千円 537,606千円
 第3項 看護婦養成所費用 11,827千円 206千円 12,033千円

(議会の議決を経なければ流用することできない経費の補正)
 第3条 予算第6条中給与費を次のとおり補正する。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計)
 (1) 給与費 259,764千円 9,493千円 269,257千円

鳥取県告示第七十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和四十三年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所在地	診療科名	開設者名
昭和四十三年一月十日	ヤスタ内科医院	鳥取市湯所町二丁目四三〇の三	内科、小児科、胃腸科	安田 稔

鳥取県告示第七十一号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十三年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所在地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
立川眼科耳鼻咽喉科診療所	境港市上道町一、六六二	全 国	昭和四十三年一月 六日
星野 医 院	鳥取市田島字大星 向上の切九〇の二	"	" 十六日
ヤスタ内科医院	湯所町二丁目四二〇の三	"	"

鳥取県告示第七十二号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号(鶏等の移入を禁止する区域の指定について)の一部を次のように改正し、昭和四十三年二月二日から施行する。

昭和四十三年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。
 別表

東京都 鹿児島県 福島県 大分県 和歌山県 熊本県 奈良県 静岡

県 栃木県 宮城県 兵庫県 大阪府 広島県 岡山県 三重県 富山
県 神奈川県 愛媛県 高知県 山口県 滋賀県 香川県

鳥取県告示第七十三号

昭和四十二年十月二十四日付けで郡家町長から申請のあつた土地改良(農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十三年二月三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 郡家町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十四号

昭和四十二年十月二十四日付けで郡家町長から申請のあつた土地改良(農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間 昭和四十三年二月三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所 郡家町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十五号

米子市長から申請のあつた市営土地改良(老朽ため池補強)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年一月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七十六号

気高町長から申請のあつた町営土地改良(農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十三年一月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十三年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七十七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第二項の規定に

に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十三年二月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 起業者の名称 中国電力株式会社
- 二 事業の種類 特別高圧架空電線路(松江境線)新設
- 三 立ち入ろうとする土地の区域 境港市岬町及び昭和町
- 四 立ち入ろうとする期間 昭和四十三年一月三十日から昭和四十三年十

一月二十日まで